

1 富山市ガラス作品等収集審査会 概要

(1) 根拠法令等

① 根拠条例

富山市ガラス美術館条例（平成26年条例第58号）第13条

② 目的

美術館におけるガラス作品及び関連資料の適正な収集を図る。

③ 任命

審査会の委員は、ガラス作品等に関して学識経験を有する者の中から、教育委員会が任命する。

④ 定数等

定数5人以内、任期2年

(2) 変遷

平成10年度：富山市ガラス美術館収蔵品選定委員会 要綱設置

(所管：教育委員会生涯学習課)

平成20年度：富山市ガラス作品等収集審査会 要綱設置

(所管：企画管理部企画調整課)

平成25年度：企画管理部ガラス美術館設置準備室に所管替

平成27年度：富山市ガラス作品等収集審査会 条例設置

(所管：ガラス美術館、委員任命は教育委員会)

(3) 現任委員 (任期:令和4年2月24日～令和6年2月23日) (五十音順)

氏名	役職等	専門等
池田 まゆみ	北澤美術館 主席学芸員 日本大学藝術学部 非常勤講師	美術工芸史
島 敦彦	国立国際美術館長	現代美術
外館 和子	多摩美術大学教授	工芸史
藤原 信幸	東京藝術大学美術学部工芸科教授 同美術学部副学部長	ガラス造形
雪山 行二	富山県美術館長	近・現代美術

(※敬称略)

【参考】

富山市ガラス美術館条例（平成 26 年富山市条例第 58 号） 抜粋

（収集審査会）

第 13 条 美術館におけるガラス作品及び関連資料（以下「ガラス作品等」という。）の適正な収集を図るため、富山市ガラス作品等収集審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、ガラス作品等に関して学識経験を有する者の中から、委員会が任命する。

3 審査会の委員の定数は、5 人以内とする。

4 審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

富山市ガラス美術館条例施行規則（平成 26 年富山市教育委員会規則第 3 号） 抜粋

（審査会）

第 12 条 条例第 13 条第 1 項に規定する富山市ガラス作品等収集審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第 13 条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。